

「テロ等準備罪法案は国民の主権を縛る法律になるのでは、  
という指摘がありますが？」

平成 29 年 4 月 4 日

●チーム西田からの質問

テロ等準備罪について、4月から審議が始まると報道で知りました。国民の主権を縛る法律になるのではないかという野党側からの指摘がありますが、実際のところはどうなのでしょう？詳細を教えてくださいお願いします。

●西田昌司の答え

テロ等準備罪が国民の主権を縛るようなことはありません。

テロ等の凶悪な組織犯罪、国際犯罪が各国で頻発しています。わが国においても、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックなどの安全な開催のためにテロ等の組織犯罪を未然に防ぐための国際協力が不可欠です。捜査共助や犯罪情報共有などの国際協力を積極的に進めるためには、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結を急がなければなりません。世界で187の国・地域がこの条約を既に締結済みで、国連加盟国（193か国）で未締結の国は日本を含めて11か国のみです。このTOC条約を締結するためには、条約が求めている義務（重大犯罪の実行の合意の犯罪化）を履行するための国内法の整備が不可欠です。今回、組織的犯罪処罰法を改正してテロ等準備罪を新設することにより、国内法を整備するのです。

TOC条約を締結することには民進党をはじめとする野党も賛成しているのですが、テロ等準備罪といった法律を新たに作らなくても現行の法で対応が可能であるし、国内法を整備しなくてもTOC条約を締結できるとして、

テロ等準備罪の新設には反対との声が野党から上がっています。しかし、例えばわが国の現行法では、テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画して毒物を準備した場合であっても、この時点では処罰することができません。実際にテロを行った後でなければ処罰できませんし、TOC 条約が求める「重大な犯罪の計画・準備行為をした段階で処罰する」ことができないのですが、テロ等準備罪の新設によってそれが可能となります。

テロ等準備罪は、一般の方々を処罰対象としていません。「犯罪主体」をテロ集団・暴力団・麻薬密売組織・人身売買組織などの重大な犯罪の実行を目的とする組織に限定し、「犯罪主体」が「重大犯罪の計画」をして「実行準備行為」をした時点で処罰の対象となります。よって、労働組合や NPO などの正当な活動をする団体が処罰の対象となることはありません。例えば、居酒屋で「上司を殴る」と意気投合したとしても処罰されませんし、一般のメールや SNS 上のやり取りで処罰されることもあり得ません。

「重大犯罪の計画」とは「対象犯罪」の遂行を 2 人以上で計画することであり、「対象犯罪」とは懲役・禁錮 4 年以上に当たる犯罪のうち、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるものを言います。TOC 条約においては対象犯罪を「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪」としていることから、テロ等準備罪では、676 ある懲役・禁錮 4 年以上の犯罪のうちの 277 の犯罪に対象を絞っています。277 の対象犯罪のうち、テロの実行に直接係るものだけでも 100 以上あり（例：組織的な殺人、現住建造物等放火、航空機を墜落させる行為、拳銃等の発射、サリン等の発散、流通食品への毒物の混入）、テロ行為が「対象犯罪」の中心となっています。

正当な活動をしている団体が一変して組織的犯罪集団になったらどうするのだ、という指摘があります。例えば、当初はただの宗教団体であったオウム真理教が地下鉄サリン事件を起こすような組織的犯罪集団にまで変貌するような例がありますが、組織的犯罪集団に当たるかどうかの判断は、その団体が設立時に正当な団体であったかどうかではなく、テロ等準備罪の適用時点において犯罪を目的とする集団になっているかどうかで決まります。仮に

様々な事件を起こしていた当時のオウム真理教にテロ等準備罪を適用することを考えると、オウム真理教の場合は一部の幹部らが犯罪を計画していたので、処罰の対象となるのはそういった犯罪に手を染めた人間に限られます。オウム真理教の信者全員が対象となるわけではありません。

テロ等準備罪の新設によって「日本が監視社会になる」ようなことは決してないのですが、特に民進党がこの法案に強く反対しています。彼らは、一般市民が対象となって恐ろしいことになると言って人々の不安を煽っていますが、民進党は民主党時代に、今回政府が提出したテロ等準備罪とほとんど同じ内容の法案を国会に提出しているのです。民主党の法案は対象犯罪が306でしたが、今回の法案は277とさらに絞っています。

平和安全法制や特定秘密保護法の際も民進党は強く反対しましたが、彼らが政権を握っていた時は国際社会と協調するためにはそのような法が必要であると主張して実際に法整備の準備もしていました。しかし野党に下った今、かつては自らが推進しようとしていた法案に強く反対するというのはパフォーマンスでしかありませんし、国民をひどく馬鹿にした話であります。

彼らは、安倍政権に対抗するのが彼らのレーゾンデートルと思っているのかもしれないですが、そのようなポーズを見せつけられても国民には届きません。今回のテロ等準備罪の政府案についても、賛同できるところは素直に賛同し、修正が必要なところは理路整然と指摘するといった是々非々の議論をしてもらいたいのですが、彼らは「主権侵害だ」と頭から決めつけて議論をしようとしません。

テロ等準備罪を「主権侵害だ」と叫んでいる彼らが、ヘイトスピーチ解消法制定の際には「罰則を設けろ」と叫んでいたのも非常に矛盾しています。ヘイトスピーチ解消法の発議者である私は、彼らの要求を巧みにかわして（罰則や禁止規定のない）理念法の制定に漕ぎ着けました。そもそもヘイトスピーチをどうやって認定するかが問題ですし、言論という非常に捉えどころのない領域の問題であるにもかかわらず、ヘイトスピーチをしたとする人

間に罰を与えるなんてことをすればそれこそ主権侵害ですし、そのように言論の自由を侵害してしまえば戦前の治安維持法のようなことにもなってしまおうと私は国会においても発言しています。ヘイトスピーチ解消法制定の際に自公の与党側は主権侵害にならないよう一生懸命に知恵を絞りましたし、今回のテロ等準備罪も主権侵害とならないよう非常に抑制的な内容となっています。

国内法を整備しなくても TOC 条約を締結できるのであれば、民主党政権時代にとっくに条約締結できたはずであり、民進党をはじめとする野党の批判はあまりに無責任であると言わざるを得ません。国民の安全を軽んずる彼らの姿勢こそが主権侵害である、と私は思います。

反訳：ウッキーさん

Copyright : 週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>

## 『テロ等準備罪』について

### 1. 『テロ等準備罪』：その必要性

テロ等の凶悪な組織犯罪、国際犯罪が各国で頻発しています。わが国においても、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催などのためには、**テロ等の組織犯罪を未然に防ぐための国際協力が不可欠**です。

捜査共助や犯罪情報共有などの国際協力を積極的に進めるためには、**国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結**を急がなければなりません。この条約は既に、世界で187の国・地域が締結済みで、国連加盟国（193か国）で未締結の国は、わが国を含めて11か国※のみです。

このTOC条約を締結するためには、条約が求めている義務（重大犯罪の実行の合意の犯罪化）を履行するための**国内法の整備が不可欠**です。

この国内法が「**テロ等準備罪**」を新設する「**組織的犯罪処罰法**」の改正です。

※ 条約未締結の11か国：日本、ブータン、イラン、コンゴ（共）、南スーダン、ソマリア、パラオ、ツバル、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジー

**組織犯罪に立ち向かう国際協力の輪に参加するためには、  
テロ等準備罪を新設する「組織的犯罪処罰法」の改正が必要です。**

#### 「組織的犯罪処罰法」改正のポイント

- ① **テロ等準備罪の新設**（詳細は次ページ以降を参照）
- ② 証人等買収罪の新設 ⇒ 司法妨害への対処
- ③ 犯罪収益の前提犯罪の拡大等 ⇒ マネーロンダリングへの対処
- ④ 国外犯処罰規定の整備

#### 一口メモ

- 野党の一部は、国内法を整備しなくてもTOC条約を締結できると言っていますが、現在のわが国の法律では、TOC条約の求める義務を果たすことができず、その隙間を埋める今回の法律の整備が必要となるのです。
- 例えばわが国の現行法では、テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し、実際に毒物を準備した場合であっても、この時点で処罰することができません。「テロ等準備罪」は、TOC条約の求める、このような重大な犯罪の計画・準備行為をした段階で処罰することを可能にするものです。
- そもそも国内法を整備しなくてもTOC条約を締結できると言うのなら、民主党政権時代に条約締結できたはずで、野党の批判はあまりに無責任な発言です。

## 2. 『テロ等準備罪』：その成立要件

テロ等準備罪では**一般の方々**は処罰対象にはなりません。

まず、(1) 犯罪主体をテロ集団、麻薬密売組織などの**組織的犯罪集団**に限定し、さらに、(2) **重大犯罪の計画**、そして(3) **犯罪の実行準備行為**があつて初めて、処罰対象となるものです。

### (1) 犯罪主体

テロ集団・暴力団・麻薬密売・人身売買組織など、重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団

### (2) 重大犯罪の計画

重大犯罪である「対象犯罪」の遂行を2人以上で計画

※対象犯罪とは、長期4年以上の懲役・禁錮に当たる罪のうち、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの(次ページ参照)

### (3) 実行準備行為

計画をした者のいずれかが、計画に基づいて行う犯罪資金の調達や犯行に使う凶器・弾薬等の手配、犯行現場の下見をするなどの行為

**このような犯罪の成立要件からして、  
組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が、  
処罰の対象になることはありません。**

### 一口メモ

- 「テロ等準備罪」は、対象となる団体が「組織的犯罪集団」に限られているので、労働組合やNPOなど正当な活動をする団体が処罰の対象となることはありません。もちろん、居酒屋で「上司を殴ると意気投合」しても処罰されませんし、一般のメールやSNS上のやり取りで処罰されることもあり得ません。
- 正当な活動をしている団体の目的が「一変」して「組織的犯罪集団」になることがあるとの指摘があります。これは、例えば普通の宗教団体がオウム真理教のように重大なテロを起こすような団体にも変わることもあり得ることを念頭に置いたものですが、「組織的犯罪集団」に当たるかどうかは、その団体が設立時に正当な団体であったかどうかではなく、テロ等準備罪の適用時点において、犯罪を目的とする集団になっているかどうかで決まるものです。
- このように、今回の法律によって、「日本が監視社会になる」といったことは、決してありません。

### 3. 『テロ等準備罪』：その対象犯罪

かつての「共謀罪」の法案では、当時、615あった懲役・禁錮4年以上の犯罪すべてを対象にしていました。

今般の法律案は、TOC条約において、各国の法律で対象犯罪を「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪」とすることができる、と規定していることに着目しました。

犯罪主体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に限ることを法律で明確にした上で、「重大な犯罪」に該当するもののうち「組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの」のみを限定的に規定することによって、**懲役・禁錮4年以上の676の対象犯罪を277に限定しました。**

#### 277の対象犯罪の代表例

##### ①テロの実行

組織的な殺人、現住建造物等放火、航空機を墜落させる行為、拳銃等の発射、サリン等の発散、流通食品への毒物の混入

##### ②薬物

覚醒剤、ヘロイン、コカイン、大麻の輸出入・譲渡等

##### ③人身に関する搾取

人身売買、集団密航者を不法入国させる行為、強制労働、売春をさせる行為、臓器売買

##### ④その他資金源

組織的な詐欺、高金利の契約、通貨偽造、マネーロンダリング

##### ⑤司法妨害

偽証、組織的な犯罪に係る証拠隠滅、逃走援助

〈テロ等準備罪の法定刑〉

対象犯罪が10年超の懲役・禁錮の刑の場合は、5年以下の懲役・禁錮

4年以上10年以下の懲役・禁錮の刑の場合は、2年以下の懲役・禁錮

#### 一口メモ

- 277の対象犯罪のうち、テロの実行に直接係るものだけでも100以上あり、テロ行為が対象犯罪の代表例であることは明らかです。
- 現在、民進党は政府の法律案に反対しています。しかし、かつての民主党は、今回の政府案とほとんど同じ対象犯罪を306にした修正案を国会に提出していました。